

新しく始まります

介護予防・日常生活支援総合事業



今後、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予測される中、高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、4月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

どのような事業なの？

要支援認定を受けている人など心身に不安のある人のための介護予防・生活支援サービス事業と、元気な高齢者を対象とした一般介護予防事業の2種類があります。

■ 介護予防・生活支援サービス事業

▽内容 訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスがあります(右下の図)。

▽対象 介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、基本チェックリスト(※)により、生活機能の低下が見られた人。

▽利用方法 介護保険の要支援1・2の認定を受けた場合、または基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた場合は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにケアプランの作成を依頼し、その人の状態や支援の必要性に基づき作成されたケアプランによりサービスが利用できるようになります。

■ 一般介護予防事業

介護予防・生活支援サービス事業

■ 訪問型サービス

▽ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴などの身体介護や掃除・洗濯などの生活を援助。
▽一定の研修を受けた人が居宅を訪問し、掃除・洗濯などの生活を援助。
▽地域住民やNPOが主体となり、ごみ出しなどの介護保険外の生活を援助。

■ 通所型サービス

▽通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援。
▽デイサービス施設で運動やレクリエーションなどを行い、自立的生活を支援。
▽地域住民やNPOが主体となり、レクリエーションや運動など、自主的な通いの場を提供。

■ その他の生活支援サービス

▽見守りや栄養改善を目的とした配食サービス。

▽内容 いつまでも元気に過ごしていくための、介護予防について楽しく学ぶことのできる教室や講演会などの開催や住民主体の介護予防のお手伝い。
▽対象 市内に在住する65歳以上の全ての人。

何が変わるの？

▽要支援1・2と認定された人が利用していた「介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「介護予防通所介護(デイサービス)」を「介護予防・生活支援サービス事業」として移行し、提供する他、一定の研修を受けた人などによるサービスなどを段階的に展開します。

まずは相談してください

利用方法など、詳しくは、地域包括ケア推進室(市役所2階) ☎(632)5328または、お住まいの地区を担当する地域包括支援センター(3ページ左の表)にご相談ください。

※25項目からなる生活状況などについての簡易な質問に、「はい」「いいえ」で答え、その回答結果で、介護予防・生活支援サービス事業に該当するかどうかをチェックするもの。お住まいの地区の地域包括支援センターで受けることができます。

